

新潟市総合計画審議会の設置について

新潟市のまちづくりの方向性を示す次期総合計画の策定にあたり、新潟市総合計画審議会を設置します。

1 総合計画審議会の役割

- 総合計画審議会は、新潟市附属機関設置条例に基づき、総合計画策定の際に設置されるもので、市長の諮問に応じ、総合計画の素案を審議、答申する機関である。
- 次期総合計画の策定にあたり、学識経験者のほか、各種分野で活動する団体の代表、地域の代表、公募市民など、幅広い分野の委員を選任し、専門性や分野別の見識に加え、市民の視点などから意見をいただくことを目的とする。

2 委員の人数

審議会委員については、「新潟市総合計画審議会規則」より、45人以内で組織する。
(学識経験者、各分野団体、地域団体、公募市民、関係行政機関の職員)

3 委員の委嘱期間

令和4年6月から年度末（審議は10月頃終了予定）

4 審議スケジュール



5 会議の進め方

- 会議開催時間：主に平日の昼間（2～3時間程度）
- 会場：新潟市役所本庁舎の会議室等
- 全体会（2回）：審議会委員全員で審議を行う。
 - 委員委嘱、諮問、基本構想・総論・区ビジョン基本方針の審議、答申案の審議等
- 部会（概ね4回開催）：審議分野別に4部会設置し、審議を行う。
 - ※このほか、部会長会議にて全体調整を行う。（部会長は委員の互選により決定）

6 その他

- 報酬：1日 13,000円